

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 情報管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）における情報管理及び安全対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム データを処理するためのシステムで、コンピュータ、通信網、プログラム等により構成されるものをいう。
- (2) データ 情報システムによる事務処理に係る入出力情報をいう。
- (3) 安全対策 情報システムの信頼性及び安全性を確保し、並びにデータ保護を図ることをいう。
- (4) データ保護 個人情報その他のデータの漏えい、滅失、損傷等を防止することをいう。

(安全対策)

第3条 会長は、安全対策のため別に定める措置を講じなければならない。

2 職員は、情報システムの適正な運用及びデータ保護に努めなければならない。

3 会長は、情報システムによる事務処理を外部に委託しようとするときは、契約書に安全対策に関する事項を明記しなければならない。

(指導等)

第4条 会長は、安全対策について、必要な指導、助言又は調整を行うことができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑 則)

第6条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。